

2023年度

I 中野区民間学童クラブピノキオハウス利用案内

申請の際には募集要項をよくお読みになり、間違いのないようお願いいたします。

※募集要項及び申請書類が2022年度の内容から変更されていますのでご注意ください。2023年度用の書類をお使いください。

書類が全て揃ってからの受付となります。受付期間をご確認いただき、早めのご準備をお願いします。

中野区民間学童クラブピノキオハウス（以下、「クラブ」と言います）では、保護者の就労等の理由により学校の放課後に適切な保護を受けられない児童が、安心安全に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健全に成長できるよう援助をしています。

名 称： 中野区民間学童クラブピノキオハウス
所在地： 中野区丸山1-6-3
電 話： 03-5318-5405



1 利用対象児童

クラブの利用対象は、以下に掲げる要件を全て満たす児童となります。

- (1) 住所：中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり、実際に居住していること）
- (2) 学年：小学校1年生から6年生。ただし4年生から6年生は特別な支援を必要とする児童（※）
- (3) 利用基準 保護者と児童の状況が、利用要件（3ページ参照）に該当する児童

※特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受けたり、施設に通所や相談をしたりしているなど、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断されるお子さまです。

2 開設日

- (1) クラブの開かれる日 月曜日から土曜日までの毎日
- (2) クラブの休みの日 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日～1月3日・その他、必要と認められた日

3 開設時間

月曜日～金曜日	放課後～19時30分
土曜日・学校休業日	8時～19時30分

※ 学校休業日とは、夏休み等の長期休業日、行事振替日等のことです。

※ 18時以降は保護者（または大人の代理人）の方のお迎えが必要です。

4 定員

定員 28名

5 保育料等

保 育 料	月額 5,600円
その他の費用	【補食代（食事）】月額5,000円（日額300円） ※18時30分以降の契約で希望により提供致します。（おにぎり・汁物） 【補食代（おやつ）】月額1,200円（日額70円） ※18時30分以降の契約で希望により提供致します。（市販のお菓子・麦茶） 【夏休み等の昼食代】1食500円（税別） （発注業者：FCN株式会社） ※お弁当を持参していただいても構いません。
納付方法	口座振替にて納付いただきます。詳しくは入会決定後にご案内致します。
免除制度	1、複数の児童が学童クラブを利用する世帯の2人目以降の保育料 ⇒ 2,800円/1ヵ月 2、アレルギー等により施設が用意するおやつを食べることができない児童の保育料 ⇒ 4,000円/1ヵ月 3、上記2・3を兼ねた世帯の保育料 ⇒ 2,000円/1ヵ月 4、生活保護被受給世帯、住民税非課税世帯及び、就学援助世帯の保育料 ⇒ 免除 ※1、4については、中野区が所有する情報により保育料が確定され、4月中旬以降に通知されます。

<保育料の決定>

学童クラブ利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき決定します。（4～6月は前年度の情報により決定します。）

<減免希望及び個人情報利用同意書について（利用決定後に提出）>

保育料の決定にあたっては、中野区が課税状況を確認したのち、減免を含めた決定を行います。それに伴い、課税状況の確認をするための保護者の方の同意が必要となります。

保育料減免の希望の有無にかかわらず、全員の方の提出が必要となります。同意書の提出が無い場合は、減免の対象となりませんのでご注意ください。

6 利用要件

学童クラブを利用できる要件は、下記の「(1) 保護者の状況」「(2) 児童の状況」のいずれにも該当し、放課後(※1) 1時間30分以上適切な保護を必要とする日が週3日以上(4週で12日以上)あることを常態(※2)とする場合です。

(※1) 放課後とは、1年生は14時から、2年生は14時30分から、3年生以上は15時からとします。

(※2) 常態とは概ね1か月間は同じ状態とします。

(1) 保護者の状況

就労	雇用されている場合	
	会社経営または自営の場合	
就学または就労のための技能習得	学校教育法に定める学校等、または職業訓練施設に通っている場合(就学場所等が自宅外に限る)	
疾病	入院	1か月以上の長期入院をしている場合
	自宅療養	医師から安静療養 ^{ひようが} を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし(常時病臥状態)、児童の保護に当ることが相当の負担になる場合
障害	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上又は精神障害者保健福祉手帳3級以上の場合で、常態として児童の保護に当たれない状況にある場合	
看護・介護等	親族等の看護・介護のため、常態として児童の保護に当たれない状況にある場合	
求職	求職期間中において、放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	
その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに適切な保護に当たれないと認められる場合	

※就労等の時間には通勤時間も含まれます。

(10ページ【通勤・通学等に要する時間の考え方について】を参照してください)

※**夜間就労の場合**は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間から8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。

※就労中で産前産後休暇を取得している場合は利用要件に該当しますが、育児休業中は該当しません。

※**保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。**

※**両親が不存在的場合は、養育者の就労状況等で判定します。**

※**求職による利用期間は1ヶ月、年1回限りとします。**

(2) 児童の状況

① 保護が必要な日の、放課後1時間30分以上学童クラブを利用する日が週3日(4週で12日)以上あることを常態とする場合。

② 4年生から6年生は、特別な支援を必要とする児童とする。

※**保護の必要な日に「定期的な習い事や塾」等があり、常態として学童クラブを欠席する日は「利用する日」-1日、早退する日は「利用する日」-0.5日として換算します。**

「早退」とする時間は下表のとおり

区分		起点とする時間	帰宅する時間
月曜～金曜	1年生	15時30分以降	16時より前
	2年生	16時以降	16時30分より前
	3年生以上	16時30分以降	17時より前

※表中の「起点とする時間」とは、「6 利用要件（※1）」で示した各学年の放課後の時間に利用要件である1時間30分を加えた時間です。

※利用開始後に常態として、上記のとおり欠席または早退する日があり、保護の必要な日の利用日数が3日未満（4週で12日未満）になったと判断される場合は、入会要件を満たさないことになるため、原則として当該月末日で利用終了となります。

※欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合は、学校の課外授業や行事、健康上の理由（急な病気や怪我、それに伴う通院）および家庭事情による急用等は除きます。

Ⅱ 2023年度ピノキオハウス募集要項

1 申請受付期間

(1) 2023年4月中に利用開始を希望する場合の申請

■第1期申請受付期間

2022年11月9日(水)～2022年12月9日(金)

※この期間中は先着順ではありません。



■第1期審査結果(利用承認書発送)

2023年1月20日(金)までに、郵送にてお知らせいたします。



■第2期申請受付期間

2023年2月2日(木)～2月10日(金)

※定員に空きがあった場合のみの受付となります。

※この期間中は先着順ではありません。



■第2期内定結果(利用承認書 または 内定通知書発送)

2023年2月16日(木)までに、郵送にてお知らせいたします。

※第1希望の学童クラブの利用待機となっている方には内定通知書を送付しますので、第1希望学童クラブに「利用辞退届」をご提出ください。提出を確認後、3月1日(水)までに利用承認書を発送いたします。

(2) 求職中による利用を申請する場合

2023年3月1日(水)から受付

※既に定員に達している場合でも申請は出来ませんが「利用待機」となります。

(3) 2023年5月以降に利用開始を希望する場合の申請

利用開始の1か月前から申請を受付

※既に定員に達している場合でも申請は出来ませんが「利用待機」となります。

(4) 育児休業中に申請する方

学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。5月1日までに職場復帰する場合は、第1期申請受付期間に申し込みが可能です。

受け付けた申請書類については、中野区学童クラブ利用基準指数に基づき審査し、利用承認を行います。申請受付期間終了後も随時受付致しますが、既に募集定員に達している場合は先着順に待機となります。

新規利用者を対象にした入所説明会を3月11日（土）午後から行う予定です。

詳細につきましては結果と一緒にご案内させていただきます。

2 申請書類の受付

申請書類は、事前のお電話の上保護者の方がご持参ください。

利用申請は年度ごとに必要です。

同時に2つ以上の学童クラブに申請することはできません。

受付時間：10時30分～18時（月～金）

※土曜日又は上記以外の時間を希望される場合はご相談ください。

3 申請に必要な書類

書類は全てペンまたはボールペンで記入してください。消えるボールペン、鉛筆の使用は不可です。間違えた場合は、二重線を引いて訂正して下さい。

(1) 学童クラブ利用申請書（児童1人につき1部必要）

(2) 保護に欠ける状況を証明する書類

①学童クラブ利用開始時の状況を記載してください。

②保護者双方（事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含む）それぞれの書類が必要です。

③利用要件、就労状況によって提出書類が異なりますので、次ページの表でご確認ください。

④兄弟姉妹で申請する場合は、原本1部、他はコピーの提出でかまいません。

(3) 同意書

(4) その他添付書類（必要に応じて）

2023年4月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類（賃貸借契約書の写し等）が必要です。申請の際にご相談ください。

※保護に欠ける状況を証明する書類

	書類名	内 容
就 雇用されて 労 いる方	就労(採用内定) 証明書	勤務先で記入してもらってください。 ※勤務実態について不明な点があるときは、勤務先に問い合わせる場合があります。 ※不規則勤務、ローテーション勤務、変形労働時間制（フレックスタイム制等）の方は、シフト表・タイムカード（勤務実績表）のコピー（勤務時間のわかる書類）3ヶ月分を添付してください。

			<p>※在宅勤務、テレワーク等の場合は、その状況がわかるようにその他の状況に記入または、その日ごとに勤務している場所がわかる書類を添付してください。</p> <p>※恒常的な残業がある場合は、タイムカード（勤務実績表）等のコピー3ヶ月分を添付してください。</p> <p>※派遣社員の方は、派遣元の就労証明とともに、派遣先の内容がわかるような契約書のコピー等を添付してください。</p> <p>※育児時間をとって短時間勤務になっている場合は実態に合わせて記入してください。</p> <p>※採用内定の場合は、利用開始後1か月以内に就労証明書を提出してください。</p> <p>※4月1日現在、産休中の場合は、母子手帳の出産予定日の書かれたページの写しを添付してください。</p> <p>※4月中に育児休業から復職予定の方は、就労証明書に復職予定日を記入し、復職後に復職証明書を提出してください。</p>
	ご自分が証明者になる方 (自営業・事業主・フリーランス等)	就労状況申告書 就労等実績申出書 その他証明書	<p>ご自身で記入してください。</p> <p>※過去3か月の就労実態を、就労等実績申出書に記入してください。</p> <p>※併せて、仕事の内容・仕事量が証明できる書類のコピーを添付してください。〔次ページ参照〕</p>
就学等	就学・就労のための技術習得をしている方	申出書 在学証明書等	<p>ご自身で、申出書に状況を記入してください。</p> <p>※併せて、在学証明書・入学許可証明書等とカリキュラム（時間割）など状況のわかるものを添付してください。（就学予定の方は、利用開始1ヶ月以内に提出のこと）</p>
疾病	入院・療養等の方	申出書 診断書	<p>ご自身で、申出書に状況を記入してください。</p> <p>※併せて、区の様式による診断書を添付してください。</p>
障害	障害のある方	申出書 手帳の写し	<p>ご自身で、申出書に状況を記入してください。</p> <p>※併せて、障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。診断書を添付していただく場合もあります。</p>
看護等	看護・介護をしている方	申出書 就労等実績申出書 その他証明書	<p>ご自身で、申出書に状況を記入し、就労等実績申出書に過去3ヶ月分の実績を記入してください。</p> <p>※併せて、介護保険証や障害者手帳または愛の手帳の写し、診断書等、ある場合はケアプランのコピーなど状況のわかるものを添付してください。</p>
求職	求職活動をしている方	申出書 その他証明書	<p>ご自身で、申出書に状況を記入してください。</p> <p>※併せて、就職活動を証明する書類（ハローワークカードのコピー、不採用通知）など状況のわかるものを添付してください。</p>

■会社経営・自営・個人事業主の方へ

ご自分が就労の証明者になる場合には、「就労状況申告書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

例えば、下表のような、事業主の名前・開設している所在地などが明記された証明書の写しや、仕事の内容や時間などがわかるものです。

仕事の種類・形態等	添付書類
飲食店を開業している	保健所等が発行している飲食店営業許可の写し、及び営業時間の載っているチラシなど
美容院・理容院等を開業している	保健所等が発行している確認証の写し、及び営業時間が載っているチラシなど
個人経営の病院や歯科医院などを開業している	保健所等が発行している開設許可証の写し、及び診療時間が載っている診察券など
会社等を経営している	営業許可証の写し、及び会社のチラシなど
ピアノ教室・塾などを開業している	教室の案内書など
事業・仕事を個人で請け負っている	契約の写し、及び受注票など
フリーライター・執筆業・漫画家・翻訳家・研究者など	契約の写し、及び執筆した書籍・記事などで、署名が付記されているものなど
フリーの技術者	契約の写し、及びシフト表など
Webデザイナー	受注票など、HPの場合は、個人の住所・名前が明記されているもの

■育児休業取得の場合

育児休業取得中は、学童クラブは利用できません（年度途中で育児休業に入られた場合は利用辞退となります）。

ただし、4月中に復職する場合のみ、新年度の利用申請受付期間に申請することができます。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間等を記入してもらい、備考欄に育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに、「復職証明書」を提出してください（提出されない場合は、利用辞退していただく場合があります）。

4 学童クラブ利用基準指数

1-(1) 各保護者の状況及び基準指数

保護者それぞれに指数を付けます。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が最高の項目を適用します。

各保護者の状況		指数	
類型	細目		
居宅外就労（勤務日数の全日が居宅外を就労場所とする）	放課後3時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	10	
	放課後2時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	9	
	放課後1時間30分適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	8	
居宅内外就労（勤務日数の2分の1以上が自宅外を就労場所とする場合）	放課後3時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	9	
	放課後2時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	8	
	放課後1時間30分適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	7	
居宅内就労（勤務日数の2分の1を超える日数が居宅内を就労場所とする場合）	放課後3時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	7	
	放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	6	
就学または就労のための技能習得（就学等の場所が居宅外に限る）	放課後3時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	10	
	放課後2時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	9	
	放課後1時間30分適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	8	
疾病	入院	1月以上の長期入院の場合	10
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥状態）、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合	9
		上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）	6
障害 （身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する）	放課後、児童の保護に当たるのは困難である場合	10	
	放課後、児童の保護に当たるのは一部支障がある場合	8	
	上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）	6	
看護・介護等 （親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当れない状況にあること）	居宅外	放課後3時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	10
		放課後2時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	9
		放課後1時間30分適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	8
	居宅内	放課後3時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	6
		放課後2時間以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	5
求職	放課後1時間30分適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	6	
不存在		10	
両親の不存在等により親族等が養育している場合		養育者の就労状況等を上記に適用	
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合		上記のいずれかの適切な基準を適用	

※「居宅内」とは、日常生活の場と同一の場で就労・看護等をしている場合をいい、自宅と作業場が同一建物・敷地または200m未満の居宅外就労・看護等も「居宅内」として扱います。

※就労等の時間には通勤（移動）時間も含まれます。

【通勤・通学等に要する時間の考え方について】

保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」「求職」の場合において、自宅と職場等（事務所・学校・看護先等）との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。

- ①徒歩の場合は、直線1 kmにつき20分（時速3 km）とします。
- ②自転車の場合は、直線1 kmにつき10分（時速6 km）とします。
- ③自家用車、オートバイの場合は、直線1 kmにつき4分（時速15 km）とします。

1－（2）児童及び世帯の状況及び調整指数

条件		調整指数	備考	
保護の必要な日数による調整	月曜から土曜の間に週6日の場合	+1	塾等で常態として早退する日は0.5日として換算する。週2日早退があると保護の必要な日から1日除外されることになる。	
	月曜から土曜の間に週5日の場合	0		
	月曜から土曜の間に週4日の場合	-1		
	月曜から土曜の間に週3日の場合	-2		
世帯の状況による調整	ひとり親家庭の場合	1・2年生	+2	単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による逃避の場合を含む。
		3年生以上		
	両親の不存在等により親族等が養育している場合	+2		
学年による調整	1年生	+1	特別支援児童（※）については、マイナス調整は行わない。	
	2年生	-1		
	3年生	-2		
特別支援児童	各学年共通	+1	※	
学童クラブ保育料を3か月分以上滞納している場合 （兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む）		-3	入会審査時の納付状況による。	

※障害等により、特別な支援を要する児童の利用について

申請にあたっては、利用申請書の「児童の状況」欄にご記入ください。

必要に応じて、直接保護者にお話を伺ったり、保育園・幼稚園や通所施設（アポロ園、ゆめなりあ等）に確認させていただきます。また、障害の状況によっては、施設・設備の状況により希望する学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。学童クラブの利用についてご心配ご不安がある場合は事前にご相談ください。

学童クラブの対象である小学生のうち、4年生から6年生は、特別な支援を必要と認められる児童が利用することができます。

※「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

- ①保護者の勤務等が重なっている日が、「保護の必要な日」となり、それが月～土曜まで3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

《例1》

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母	週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護が必要な日の判定			当らない	○	○	当らない	○	当らない	

→保護の必要な日が3日で利用対象となるが、調整指数「-2」となる。

《例2》

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15~	7:15まで	休	18:00まで	17:15まで
	母	シフト勤務	16:15~	7:15まで	休	17:15まで	17:15まで	16:15~	休
保護が必要な日の判定			○	当らない	当らない	当らない	当らない	○	

→火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の8時間を加えた時間が15:15となり、保護の必要な日に当たらないため、保護の必要な日が2日となり、利用対象とならない。

(3ページの夜間就労の場合を参照)

②保護の必要な日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事・塾等に行っている場合は差し引いて換算します。(早退については、4ページを参照してください)

《例3》

		月	火	水	木	金	土
保護が必要な日の判定		当らない	○	○	○	○	当らない
児童の状況			利用	利用	利用	塾で欠席	

→保護者の勤務等による保護の必要な日が3日以上あるので利用対象となる。但し、塾で欠席する日が1日あり「保護の必要な日数による調整」の週3日に該当するため-2となる。

《例4》

		月	火	水	木	金	土
保護が必要な日の判定		○	○	○	○	○	当らない
児童の状況		塾で欠席	利用	塾で15時早退	利用	利用	

→保護者の勤務等による保護の必要な日が3日以上あるので利用対象となる。但し、塾で欠席する日が1日、また、水曜日の早退は「早退の起点となる時間」よりも早く帰宅するため、保護の必要な日に該当しないことから、「保護の必要な日数による調整」の週3日に該当し-2となる。

《例5》

		月	火	水	木	金	土
保護が必要な日の判定		○	○	○	○	○	当らない
児童の状況		塾で16時早退	利用	塾で欠席	塾で16時早退	塾で欠席	

→保護の必要な日の利用が3日以上あるが、塾で16時早退が2日あるため、1年生については「週3日」に該当し、利用の対象となるが「保護の必要な日数による調整」の週3日に該当し-2となる。2年生以上は-0.5日×2日=-1日となるため、利用日数が2日となり利用対象とならない。

5 入会の審査・順位について

(1) 利用の決定

利用要件（3ページ参照）に該当するかどうかを審査し利用を承認します。

(2) 定員を超えた場合の利用の決定方法

①第1期及び第2期ともに申請受付期間内に申請され、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順に、定員まで利用承認を行います。指数が同点だった児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、原則として別に定める判定方法（下表参照）により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機」となります

②3月1日以降に申請された場合は、①で決定した最後の待機順位の次の順位となります。（この場合は、申請順で待機順位が決まります）

■指数が同点の場合の利用児童の判定方法

判定順位	調整要件
1	特別な支援が必要な児童
2	学年の低い児童
3	4週間あたりの利用時間数が多い児童
4	保護の必要な日のうち出席日数の多い児童
5	保護の必要な日の判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童
6	保護者の就労等が自宅外の児童
7	両親不存在、ひとり親世帯の児童
8	同居または同一敷地内の建物（隣接敷地内及び集合住宅を含む）に居住の祖父母または保護する人がいない児童
9	その他

6 提出書類の内容確認について

利用審査及び保育料免除判定の際に、区を通じて住民登録状況や課税状況等を確認させていただいております。ご了承ください。

7 年度途中の審査

年度の途中で、保護者の方の就労状況等（児童の保護を適切にできない状態）や、お子さまのクラブ利用状況を確認するために調査を実施することがあります。

それに伴い「勤務証明書」や「診断書」等の提出をお願いする場合があります。

その結果、利用要件（3・4ページ参照）に該当しないこととなった場合は、利用の承認を取り消すことがあります。

8 その他

(1) 対象児童は「中野区に住所を有する児童」となっています。ただしクラブを利用している年度の途中で中野区外へ転出した場合は、その年度内に限りご利用を継続できます。

(2) 申請時から利用開始までに、申請事項に変更があった場合は、クラブに速やかに届け出をお願いします。

(3) その他、お問い合わせはピノキオハウスまで（03-5318-5405）お願いします。

Ⅲ ピノキオハウスの利用にあたって

1 出席・欠席について

学校終了後は、原則として、お子さまは家に寄らずに直接クラブに出席します。
欠席する場合は、連絡帳や電話などで、保護者の方がクラブに必ず連絡をしてください。
届出がなく長期間クラブを休まれた場合は、利用承認を取り消すことがあります。

2 学童クラブへの行き帰りについて

- ①クラブは学校の登下校と同様に、お子さまによる登室を原則としています。
但し、利用時間が午後6時を過ぎる場合は、保護者（または大人の代理人）の方のお迎えが必要です。
- ②障がい等のため行き帰りに介助が必要な場合は、保護者の方の責任で介助者をつけていただきます。なお、中野区では障がい等があるお子さまに対し、自宅・学校・学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業（移動支援）を実施しています。
詳しくは、中野区障害福祉課障害者支援係（3228-8706）にお問い合わせください。

3 おやつについて

食物アレルギーのあるお子さまについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後、個別に状況を伺います。
クラブ利用開始前に、学校に提出した『学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）』のコピーを提出していただくことがあります。

4 昼食について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当を持参いただくか、仕出し弁当の発注が可能です。

5 補食について

ご利用時間が18時30分以降のお子さまには、希望により補食（おにぎりまたは市販のお菓子）を提供しています。（別途費用）

6 塾・習い事について

スポーツ教室や習い事等でクラブを退室する場合は早退となります。用件終了後にクラブに戻って再び利用することはできません。

7 緊急時の連絡について

お子さんのケガや急病その他緊急時（災害や事件発生等）には、保護者の方に連絡をし迎えに来ていただくことがあります。

8 連絡帳について

クラブでは、支援員と保護者とが情報を共有するため、「連絡帳」を活用しています。
支援員への連絡事項がありましたら、「連絡帳」にご記入の上お子さまに持たせてください。
また、支援員から保護者の方への各種連絡事項の伝達にも使いますので、毎日確認をしてください。

9 保護者会等について

保護者会、ご希望により個人面談等を開催しますのでご出席ください。

10 各種届出について

申請事項変更届	住所、勤務先、勤務状況、クラブを利用する曜日・時間等に変更が生じた際、速やかに提出してください。
利用辞退・休止届	1か月以上クラブを休むとき、または転居その他の理由によって利用を辞退するときに提出してください。休止期間は <u>2か月まで</u> です。 1日もクラブを利用しない月の休止届を、前月の10日までにご提出いただくと、保育料納付の必要はありません。

